

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 福祉事務所長

審査請求人が平成28年7月26日に提起した処分庁による平成28年5月21日付け保護変更処分（以下「本件処分①」という。）及び平成28年6月21日付け保護変更処分（以下「本件処分②」という。）に係る審査請求（審査請求書の理由の欄に「それまで認められていた必要経費が認められなくなったため」と記載のある審査請求をいう。以下同じ。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分①及び本件処分②を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 平成■年■月■日、処分庁は、審査請求人世帯に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護を開始した。
- 2 平成■年■月■日から、審査請求人（以下「請求人」という。）は■において、■等の就労を開始し、処分庁は当該就労による収入の認定を行ってきた。
- 3 平成26年12月中の就労に関し、平成27年1月賃金明細によれば、請求人はタクシーによる通勤を行っていることが認められ、処分庁は当該タクシー通勤に要した額を実費控除として認定し、以後、請求人のタクシー利用については、平成28年3月まで実費控除として認定してきた。
- 4 平成28年4月5日、処分庁は、請求人へ■円の平成28年4月分の生活保護費を支給した。
- 5 平成28年5月2日、処分庁は、請求人へ■円の平成28年5月分の生活保護費を支給した。
- 6 平成28年5月11日、請求人は、平成28年4月分の収入申告書及び賃金明細を処分庁に提出した。請求人は、雨天の場合は、通勤にタクシーを利用しており、当該利用料は必要経費であること及びタクシーを利用している理由として、右目が見えず雨が目に入ると見えなくなることを主張した。処分庁の職員は、請求人に対し当該利用料を必要経費として控除するか否かは、処分庁において検討し、結果を回答することを伝えた。

として控除するか否かは、処分庁において検討し、結果を回答することを伝えた。

- 7 平成28年5月13日、処分庁の職員は、請求人の病状把握のため、通院先に電話したところ、医師より平成■年■月から請求人が受診をしていないこと及び受診は継続すべき状態であることの回答を得た。
- 8 平成28年5月13日、処分庁は請求人に電話をかけ、受診の指導を行った。その際、請求人の通勤費としてのタクシー利用費を経費として控除するか否かについては、病状等の把握が出来次第、再度検討を行う旨伝えた。
- 9 平成28年5月16日、処分庁は、請求人の平成28年4月分収入の認定及びタクシー利用費を除く所得税等を実費として認定の上控除することによる本件処分①を行い、請求人にその内容を通知した。
- 10 平成28年5月26日、処分庁は、検診命令による検診書を受理した。
- 11 平成28年6月3日、処分庁は、本件処分①による平成28年4月分の生活保護費の追加分■円及び平成28年6月分の生活保護費を請求人に支給した。
- 12 平成28年6月7日、請求人は平成28年5月分の収入申告書及び賃金明細を処分庁に提出し、処分庁は平成28年6月10日に請求人の平成28年5月分収入の認定及びタクシー利用費を除く所得税等を実費として認定の上控除することによる本件処分②を行った。
- 13 平成28年7月5日、処分庁は、本件処分②による平成28年5月分の生活保護費の追加分■円及び平成28年7月分の生活保護費を請求人に支給した。
- 14 請求人は、平成28年7月26日、宮崎県知事に対し、本件処分①及び本件処分②の変更又は取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人の主張は、本件処分の変更又は取消しを求めるものであり、その理由は次のとおりであると解される。

- (1) 本件処分①について、タクシー利用費■円を実費として認定の上、収入認定額から控除することを求める。
- (2) 本件処分②について、タクシー利用費■円を実費として認定の上、収入認定額から控除することを求める。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求を棄却すべきというものであり、処分の理由として挙げたものはおおむね次のとおりである。

- (1) 必要経費の認定にあたり、収入を得るのに直接必要な経費かどうかを判断するとともに、世帯の状況を鑑みながらその経費を認定することが妥当かどうかを判断する必要があるが、平成28年5月時点において請求人の病状を把握できず、また、請求人の通勤先が居住場所から遠距離でないことから、タクシー利用費を認定することが社会通念上妥当かどうかの判断が当該時点できなくなつたため、このことについては請求人の病状把握後検討することとし、タクシー利用費を必要経費として認定しなかつた。

(2) 本件処分①及び本件処分②を行った後、処分庁は、検診命令による病状調査等を踏まえ、タクシー利用費を必要経費として認定することの妥当性について検討を行った結果、タクシーを雨天時等に必ずしも通勤手段にする必要はなく、タクシー利用費を必要経費として認定しないと判断した。

理由

1 生活保護制度に係る法令等の規定について

生活保護制度は、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としており（法第1条）、知事及び市長等は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないと法第19条第1項により規定されている。

その実施に当たっては、法に定めるもののほか、以下の国の担当機関が発出した通知等に従い、運用しているものである。

- ・生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）
- ・生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）
- ・生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）
- ・生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）
- ・生活保護問答集について（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）

(1) 最低生活費について

法第3条において、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」と規定した上で、保護の程度について、法第8条第1項により「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定している。

また、保護の基準について、法第8条第2項により、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事業を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない」と規定している。

そして、これら法の規定を受けて、厚生労働大臣は、保護基準を定めており、その中で、年齢別、世帯人員、地域別等に区分した基準生活費、加算等の最低生活費を規定している。

(2) 収入認定について

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力そ

の他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。これは、生活に困窮する者が、利用し得る資産、能力等を活用してもなお最低限度の生活の維持ができない場合に、その不足分を補うという生活保護制度の基本的な原理原則の一つである保護の補足性の原理について定めたものであり、法による保護を受けるためには、利用し得る資産、能力等を活用することが要件となっていることから、現実に得た金銭（現物を含む。）については、最低生活の維持に充てることが原則であり、就労可能な者がその能力を活用して得た収入についても同様である。

また、次官通知第8の2により、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適當とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することが原則となっている。

(3) 勤労に伴う必要経費について

法において、勤労収入は本来生活費に充てるべき資力であるが、収入認定の過程においてその収入から必要経費を控除することとしており、その種類は、次官通知第8の3の(4)による基礎控除、新規就労控除、未成年者控除及びその他の必要経費並びに次官通知第8の3(1)ア(イ)による必要経費がある。

このうち本件処分①及び本件処分②に関係するものは、基礎控除及び必要経費である。

(ア) 基礎控除について

就労による収入については、その全額を収入認定するのではなく、勤労に伴う必要経費を控除の上認定することとしている。その中で、基礎控除は、勤労に伴って増加する生活需要を補填することにより労働力の再生産を図るとともに勤労意欲の助長を図ろうとするものである。

局長通知第8の3(1)ア及びイにより、当該月の就労に伴う収入金額に対応する次官通知別表の基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定すること、基礎控除の収入金額別区分は、次官通知第8の3(1)アによる勤労（被用）収入については、通勤費等の実費を控除する前の収入額によることとされている。

(イ) 必要経費について

次官通知第8の3(1)ア(イ)によれば、勤労収入を得るための必要経費として、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとされている。なお、通勤費の認定に関する詳細な基準の定めはないものの、課長通知第8の問28において、通勤に使用する自転車等の購入費は、通常、交通費等として計上される程度の額の範囲内で認定して差し支えないものと示されている。

(4) 生活保護費の支給について

法第8条第1項に規定されている「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分」の具体的な内容については、次官通知第10において、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定することと規定されている。つまり、上記(2)により算定した収入充

当額から上記（3）による基礎控除を差し引いた金額と上記（1）により算定した最低生活費を対比した上で、最低生活費に不足する分を保護費として支給することとなる。

なお、保護費の追加支給については、課長通知第10の問11により、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなり、実施機関から追加支給を行う場合は、保護の基準、次官通知、局長通知に定めるところのほか、当該月の実収入総額を確認したうえ、次官通知第8の2に示す収入額の認定の原則、局長通知第8及び第10等に示すところによって認定した収入額と比較し、かつ、その他の事情をも勘案した結果、当該世帯の最低生活の維持に著しい支障をきたす事実を確認したときに所要の変更手続をとることとされている。

2 本件処分について

本件処分①及び本件処分②は、課長通知第10の問11において示された取扱いにより、請求人から収入申告の提出を受けて処分庁が生活保護の変更手続をとったものである。

請求人は、本件処分①及び本件処分②についての控除額について不服があるとのことであるため、本件処分①及び本件処分②に關係する基礎控除及び必要経費について以下、検討する。

（1）基礎控除

（ア）本件処分①

本件処分①に関し、請求人が処分庁に提出した平成28年4月分の賃金明細によれば、収入総額は[]円であることが認められ、処分庁は、次官通知第8の3（1）ア（ア）によりこの額を収入として認定するとともに、基礎控除として次官通知別表に定める額を適用の上[]円を認定していることが認められる。

（イ）本件処分②

本件処分②に関し、請求人が処分庁に提出した平成28年5月分の賃金明細によれば、収入総額は[]円であることが認められ、処分庁は、次官通知第8の3（1）ア（ア）によりこの額を収入として認定するとともに、基礎控除として次官通知別表に定める額を適用の上[]円を認定していることが認められる。

以上のとおり、処分庁は、次官通知に従って収入及び基礎控除の認定を行っており、このことについて何ら違法又は不当な点はない。

（2）必要経費

（ア）本件処分①

本件処分①に関し処分庁が必要経費として認定したものは、所得税及び雇用保険料であり、請求人が通勤に要したものと主張するタクシー利用費[]円及び互助会費については認定していない。

（イ）本件処分②

本件処分②に関し処分庁が必要経費として認定したものは、所得税及び雇用保険料であり、請求人が通勤に要したものと主張するタクシー利用費[]円及び互助会費については認定していない。

(イ)により必要経費として認定し、互助会費については課長通知第8の1により認定していないものである。

前述のとおり、次官通知第8の3の(1)ア(イ)において、通勤費は実費の額を必要経費として認定することとされているため、このことについて、検討する。

処分庁は、平成28年8月17日付け弁明書において、タクシー利用費を通勤費として認定しない理由について、病状の把握ができず、通勤先も請求人の居住場所から遠距離ではないことから、通勤に要したタクシー利用費を必要経費として認定することが社会通念上妥当かどうかの判断が当該時点できなくなつたためであると主張する。

確かに、課長通知第8の問23において、通勤に使用する自転車等の購入費は、通常、交通費等として計上される程度の額の範囲内で認定して差し支えないとされていることからすれば、通勤手段としてタクシーを利用した費用をそのまま実費として認定することについては、疑問も生ずるところである。

しかしながら、これまでの事実からすれば、処分庁は、平成27年1月収入認定から平成28年3月収入認定まで一貫して請求人の通勤に要したタクシー利用費を必要経費として認めてきたのであり、平成28年3月にタクシー利用費を必要経費として認定した時点（平成28年4月6日）から本件処分②を行った時点（平成28年6月10日）までにおいて、請求人において特段の事情の変更があった事実は認められず、また、処分庁が新たな事実を確認した記録も認められない（処分庁が病状調査により請求人の病状を把握したのは本件処分の日後の平成28年7月28日である。）のであって、それにもかかわらず、処分庁が、タクシー利用費を必要経費として認定するか否かの判断が当該時点できなくなつたというの理由がない。

法第56条において、被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることはないと規定されている。これを本件についてみると、処分庁がこれまで就労に係る必要経費として認めていた通勤費としてのタクシー利用費を、本件処分①及び本件処分②では認めておらず、請求人にとって、不利益な変更が行われたものである。本件処分①及び本件処分②に関し、これまでの取扱いを変更して通勤費としてタクシー利用費を必要経費として認めなかつたことは上記のとおり理由がなく、違法又は不当であると認められる。

なお、審査の結果必要経費の認定に関し、本件処分①及び本件処分②は収入申告に伴って行われる一体的な処分であり、分割可能とは認められないため、これらの処分の一部を取り消すことは不適当であり、また、審査庁は処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもないことからこれらの処分を変更することはできない。

3 結論

以上のとおり、本審査請求については理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年11月18日

審査庁 宮崎県知事 河野 俊嗣

